

○平成31年度関東地方環境事務所（無害化認定等審査業務補助員・パートタイム）  
の募集について

1. 採用機関

環境省 関東地方環境事務所

2. 就業場所及び募集人数

(1) 勤務先 関東地方環境事務所

〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2  
明治安田生命さいたま新都心ビル18階

(2) 募集人数 1名

3. 業務の内容

関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課課長補佐が行う業務のうち、以下の業務を補佐する。

- (1) 廃棄物処理法に基づく広域認定等の申請に係る審査及び廃棄物の輸出の確認、輸入の許可に係る審査
- (2) 上記(1)に係る事前審査、事業者・関係自治体・本省との連絡調整
- (3) 廃棄物処理法に基づく広域認定等に係る立入検査等
- (4) 廃棄物等の輸出入に関する事前相談
- (5) 廃棄物等の不法輸出入案件に関する情報収集、資料作成、関係者との連絡調整等
- (6) その他上記に関連する業務

※職務上必要な場合に限り指定する公用車を運転することができる。

4. 雇用条件

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

(1) 必要な経験等

- ・地方自治体等において、廃棄物処理施設や廃棄物処理業の許可に関する審査業務経験を有すること。
- ・パソコン（エクセル・ワード・一太郎）及び電子メールの操作に長けていること。

(2) 雇用期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

- ・原則として採用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。
- ・前年度の勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、連続2回を限度として更新できる場合があります。

(3) 勤務日数

週3日（完全週休4日制、土・日、祝日休み）

(4) 勤務時間

8時30分～17時15分（1日7時間45分）

（休憩時間：12時00分～13時00分）

(5) 給与・手当等

①給与は日給月給（日給×日数）を翌月16日支給）

②給与額は当方規定による。**日給約10,280円**

③その他期末手当・勤勉手当相当、通勤手当、超過勤務手当を支給（当方規定による）

※その他、出張旅費を支給します。

※勤務地への赴任に要する旅費は支給しません。

(6) 加入保険等

雇用保険、健康保険、厚生年金等

5. 応募方法

次の(1)から(4)を、平成31年2月14日（木）必着で(5)書類送付先のあてに郵送して下さい。詳細は、別添の募集資料のとおり。

(1) 履歴書

(2) 職務経歴書

※必要に応じて、業務実績や自己PRを別紙（A4版2枚程度）で添付してか  
まいません。

(3) ハローワーク紹介状

(4) 返信用封筒1通

※応募書類が入る封筒に住所と氏名を書いて相応の切手を貼付して下さい。

※不採用者には、応募書類の返送に併せ書面で連絡します。

なお、返信用封筒がない場合は、責任廃棄いたしますのであらかじめご了承  
下さい。

(5) 書類送付先

〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

明治安田生命さいたま新都心ビル18階

関東地方環境事務所 総務課 宛

※書類の送付に当たっては、封筒に「無害化認定等審査業務補助員・パートタイム  
応募書類在中」と朱書きして下さい。

6. 応募期間

平成31年2月14日（木）必着

7. 選考方法

(1) 一次選考：書面審査（履歴書等により書類審査を行います）

(2) 二次選考：面接（平成31年2月19日以降の予定）

※一次選考後、選考通過者には電話にて面接日時、場所を、不合格者には応募書類の返送に併せ書面にて通知します。

※最終選考結果については、本人あて通知します。

(3) 以下に該当する方は応募できませんのでご了承下さい。

- ・成年被後見人、被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受ける事がなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※選考の経過及び結果についての問合せには応じられませんので、ご了承下さい。

#### 8. お問い合わせ先

関東地方環境事務所 総務課 吉田、奥山

TEL 048-600-0516